

令和5年度における教職大学院の学生が連携協力校において行う実習の実施方法の弾力化及び留意事項に関する通知を踏まえ、各教育委員会等に教職大学院の実習生の受入れについて協力をお願いするとともに、予算事業を周知する事務連絡です。

事務連絡  
令和5年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「令和5年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について」の送付について

各学校の設置者におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、文部科学省から累次にわたりお示ししております通知等を踏まえ、必要な感染症対策を講じていただいていることと存じます。

この度、令和5年度における教職大学院の小学校等その他関係機関で行う実習（以下「実習」という。）の実施方法の弾力化及び留意事項について、教職大学院を置く各国私立大学に対して別添の通知を发出了しましたので、御承知おきください。

令和5年度の実習については、感染症の状況を踏まえつつ、実習方法、実施時期、期間、連携協力校等との調整等について弾力的な対応を検討するよう、教職大学院に周知しております。実習生を受け入れることとなる幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及びその他関係機関等（以下「連携協力校等」という。）や教育委員会等におかれては、各連携協力校等の状況を踏まえつつ教職大学院と連携・協力して御対応いただけますようお願いいたします。また、実習中は、学生は各連携協力校等における感染症対策に基づいて行動することになりますので、必要な指示を行っていただくようお願いいたします。

必要な感染症対策を講じながら教育活動を行う中で、実習生を受け入れることとなり、御負担をおかけいたしますが、教員免許状を有する教職大学院実習生が、新型コロナウイルス感染症による影響への対応を含め、各連携協力校等が直面する諸課題を踏まえた多様な実習活動に従事することにより、各学校の教育活動に寄与することも期待されることから、実習生の受入れに引き続き御協力を賜りますようお願いいたします。

また、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」(令和4年12月19日中央教育審議会答申)において、教育実習に関し、学習指導員としての学校教育活動の支援や不登校児童生徒への支援等の多様な活動を「学校体験活動」として積極的に活用していくこと等の方向性が示されました。これを踏まえ、令和5年度予算案に計上している学習指導員等の配置に係る「補習等のため

の指導員等派遣事業」においては、教職課程等に在籍する学生や教職大学院生の積極的な活用に努めることとしているところです。教職大学院においては、小学校等における教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する学習支援等のために配置される人材等としての活動について、教職大学院の体系的な教育課程の一環として位置付けられ、かつ、教職大学院の教員および連携協力校等の教員による実習生への指導・助言を踏まえて行われる場合にあっては、実習として位置付けて差し支えないこととしています。都道府県・指定都市教育委員会におかれては、本予算事業も有効に活用し、教職大学院の学生に対して環境整備に努めていただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所管の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所管の学校設置会社及び学校に対して、教職大学院の実習の実施方法の弾力化について周知されるようお願いいたします。

**【本件連絡先】**

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教員養成企画室教職大学院係

電 話：03-5253-4111（内線 3778、5003）

E-mail：kyoin-y@mext.go.jp

**教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（継続）**

教職大学院の学生が連携協力校等において行う実習について、令和2年度から令和4年度までに引き続き、令和5年度の特例として、双方向オンライン通信等の手段の活用による在宅等による実習を認めること等について、お知らせするものです。

4 教 教 人 第 39 号  
令 和 5 年 2 月 28 日

教職大学院を置く各国私立大学長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長  
後藤 教至

**令和5年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（通知）**

教職大学院を置く各国私立大学（以下「教職大学院」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症について、累次にわたる通知等を踏まえ、必要な感染症対策を講じていただいていることと存じます。

令和4年度に引き続き新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置等の影響により、教職大学院における、専門職大学院設置基準第29条第1項に定める「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習」（以下「実習」という。）に係る実習生の受け入れも通常の方法では困難な状況になりうることも踏まえ、「令和4年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（通知）」（令和4年3月25日付3教教人第42号教育人材政策課長通知）における特例を延長等することとしました。

つきましては、令和5年度に行われる実習の実施方法の弾力化や、実習生を受け入れる幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及びその他関係機関等（以下「連携協力校等」という。）への影響を考慮し、その実施に当たって留意いただきたい事項について、下記のとおり考え方をまとめましたのでお知らせします。

各教職大学院におかれては、これらの事項について十分に御留意いただき、実習生を受け入れる連携協力校等や教育委員会等とも連携・協力の上、実習の円滑な実施について、責任を持って必要な対応をお願いいたします。

なお、本通知は教職大学院における実習に関するものであり、教育実習に関する取扱いにつきましては「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（令和5年2月28日付4文科教第1638号総合教育政策局長通知）において通知しておりますので御留意ください。

## 記

### 1. 実習方法

(1) 教職大学院における実習は、学校経営、学級経営、生徒指導、教育課程経営をはじめ学校の教育活動全体について総合的に体験し、教員の指導の下、一定期間計画的・継続的に学校教育活動に参画するものであることから、新型コロナウイルス感染症の影響により、実習の受入れ先となる連携協力校等における授業実習の実施が困難である場合であっても、教職大学院の体系的な教育課程の一環として位置づけられることを条件に、学校における幅広い教育活動に従事することをもって、実習と位置づけることも考えられること。

例えば、連携協力校等における双方向オンライン通信等を活用した授業や補習指導のための教材作成や実施、放課後等における個別学習指導、その他児童生徒一人ひとりの学習の状況の把握や学習に著しい遅れが生じないための学校の様々な取組への参画、学校の安全・安心を確保するための衛生面の保持に向けた取組への参画など、幅広い学校教育活動について、実習の対象とすることも考えられること。この場合、連携協力校等と十分な連絡・連携を行い、連携協力校等にとって過度の負担とならないよう配慮するとともに、実習現場の実習生への指導や助言等、教職大学院の教員による十分なサポートが行われること。

(2) 「『令和の日本型教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）において、教育実習等の在り方の見直しとして、多様な体験が例示されていることも踏まえ、教職大学院における実習においても多様な在り方を検討していただきたいこと。

なお、小学校等における教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する学習支援等のために配置される人材等としての活動について、教職大学院の体系的な教育課程の一環として位置付けられ、かつ、教職大学院の教員および連携協力校等の教員による実習生への指導・助言を踏まえて行われる場合にあっては、実習として位置付けることは差し支えないこと。

(3) 令和5年度に限り、連携協力校等の状況を踏まえつつ、連携協力校等の負担にならないことを前提に、実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で、実習生が双方向オンライン通信等の手段を活用しながら在宅又は大学において実習に参加することは差し支えないこと。ただし、当該実習が、連携協力校等の学校教育活動に直接従事するものであって、教職大学院の教員及び連携協力校等の教員による指導・助言を受けながら行われるものに限る。なお、教職大学院の教員及び連携協力校等の教員による実習生への指導・助言の際には「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）（令和4年3月22日付高等教育企画課事務連絡）」及び「大学等における遠隔授業の取扱いについて」（令和3年4月2日付け3文科高第9号高等教育局長通知）において示された、遠隔授業等の実施に係る留意点について留意いただきたいこと。

例) 実習 10 単位のうち令和 5 年度に修得が必要な 6 単位について、これまで 24 日間で実施していたもののうち、8 日間分までは在宅又は大学から実習に参加することが可能。

◎ 1 単位当たり 30 時間で授業時間数を設定し、令和 5 年度には実習 10 単位のうち 6 単位の修得が必要な場合

$$6 \text{ 単位} \times 30 \text{ 時間} = 180 \text{ 時間} \Rightarrow 24 \text{ 日間}$$

$$(180 \text{ 時間} \div 7.5 \text{ 時間 (1 日あたり)}) = 24 \text{ 日間}$$

※大学設置基準等において、1 単位の授業科目について、授業時間外の学修時間も含まれた 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることとされていることを踏まえ、授業以外における事前学修・事後学修が学生によって行われることが必要であることに留意すること。

◎ 1 単位当たり 30 時間で授業時間数を設定し、令和 5 年度には実習 10 単位のうち 6 単体を修得するが、総授業時間数のうち 1/3 を在宅又は大学からの実習参加により行う場合

$$6 \text{ 単位} \times 30 \text{ 時間} = 180 \text{ 時間}$$

$$180 \text{ 時間} \div 3 = 60 \text{ 時間} \Rightarrow \underline{8 \text{ 日間}} \quad \text{※在宅・大学からの実習参加}$$
$$(60 \text{ 時間} \div 7.5 \text{ 時間 (1 日あたり)}) = 8 \text{ 日間}$$

$$300 \text{ 時間} - 60 \text{ 時間} = 240 \text{ 時間} \Rightarrow \underline{16 \text{ 日間}} \quad \text{※学校現場での実習}$$

$$(240 \text{ 時間} \div 7.5 \text{ 時間 (1 日あたり)}) = 16 \text{ 日間}$$

## 2. 実習科目単位の免除

専門職大学院設置基準第 29 条第 2 項において、「教職大学院は、教育上有益と認めるときには、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者については、十単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる」としていることから、教員としての実務経験を有する学生の実習科目の履修に当たっては、各教職大学院の定める実習科目免除規定も踏まえつつ、実習に必要な単位数について弾力的に検討していただきたいこと。なお、実習により修得する単位の免除に当たっては、学生の教職経験を適切に評価した上で、実習により修得させようとする内容との相関性等を踏まえ、免除の可否及び免除する単位数を適切に判断する必要があること。

## 3. 学生への事前指導

(1) 実習の実施の 2 週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただくこと。実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。

(2) 実習に参加予定の学生の家族等に感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、その時点における濃厚接触者の行動制限等に基づいて、実習への参加を見送るなど適切に

指導していただくこと。

- (3) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」などの連携協力校等における感染症対策の取組について十分に理解させた上で実習に参加させていただくこと。
- (4) 実習中は受入先である各連携協力校等における感染症対策の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、連携協力校等と相談の上、児童生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底していただくこと。

#### 4. 実習実施前の事前調整

- (1) 実習生を受け入れる連携協力校等の今年度の受入数が制限される場合には、修了年次の学生など実習を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただきたいこと。
- (2) 実習等については、30 時間から 45 時間までの範囲をもって 1 単位とすることとされていたところ、今般の大学設置基準の改正（大学設置基準等の一部を改正する省令（令和 4 年文部科学省令第 34 号）及び大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示（令和 4 年文部科学省告示第 130 号））において、1 単位の授業科目について、授業時間外の学修時間も含めた 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることとされたことを踏まえ、実習の授業時間数や実施期間の設定に当たっては、実習生を受け入れる連携協力校等の状況も踏まえつつ、実習の効果が十分に担保されるよう、引き続き留意されたいこと。
- (3) 感染症対策に取り組みながら教育活動を行う連携協力校等においては、通常期と同様の実習を行うことが困難な場合もあると考えられることから、実施内容や方法等について、受入先の連携協力校等と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症については、下記の文部科学省のホームページなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新の情報も十分に踏まえて対応いただきたいこと。

文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

#### 5. 実習中の留意事項

学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況等により、急遽、実習を中止せざるを得ない場合などにおいては、教職大学院、学生、連携協力校等・教育委員会が速やかに連絡を取り合うことができるよう、教職大学院は確実に連絡体制を構築していただくこと。

#### 6. 実習後の留意事項

実習の終了後に、学生の感染が判明した場合、教職大学院は連携協力校等・教育委員会に速やかに連絡するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和 4 年 9 月 8 日付高等教育企画課事務連絡）等を踏まえ、適切な対応を行っていただきたいこと。

## 別添

- 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（令和5年2月28日付4文科教第1638号総合教育政策局長通知）

（関連通知等）

- 「令和4年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（通知）」（令和4年3月25日付3教教人第42号教育人材政策課長通知）  
[https://www.mext.go.jp/content/20210518-mxt\\_kouhou01-000004520\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210518-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf)
- 「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）（令和4年3月22日付高等教育企画課事務連絡）」  
[https://www.mext.go.jp/content/20220318-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220318-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)
- 「大学等における遠隔授業の取扱いについて」（令和3年4月2日付け3文科高第9号高等教育局長通知）  
[https://www.mext.go.jp/content/20210426-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210426-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和4年9月8日付高等教育企画課事務連絡）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220909-mxt\\_kouhou01-000004520\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220909-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf)

### 【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課  
教員養成企画室教職大学院係  
電 話：03-5253-4111（内線3778、5003）  
E-mail：kyoin-y@mext.go.jp

この度公布された、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第6号）」等の概要及び留意事項について通知します。

4 文科教第 1638 号

令和 5 年 2 月 28 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項  
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長  
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長  
各 文 部 科 学 省 所 轄 学 校 法 人 理 事 長  
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長  
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長  
令 和 4 年 度 ま で に 免 許 状 更 新 講 習 の  
開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長

殿

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について  
(通知)

このたび、別添1のとおり「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和5年文部科学省令第6号。以下「改正省令」という。）が令和5年2月28日に公布され、令和5年4月1日より施行されることとなりました。また、併せて別添2のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和5年2月28日最終改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）を定めました。

これらの概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。



また、小学校又は中学校の免許状の教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所におかれては、令和2年度から令和5年度までの間に介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「介護等体験法」という。）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な学生等のために、今般定める介護等体験の代替措置の実施に御協力くださるようお願いいたします。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の開設者におかれては、下記2（2）の介護等体験免除者に係る大臣決定1（6）に係る措置を実施するため、別紙3及び4の内容を踏まえ、介護等体験の代替措置の対象となる科目の指定申請について、御検討くださるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するようお願いいたします。

なお、令和6年度以降の取扱いについては、現時点で未定であることを申し添えます。

## 記

### 1 改正等の趣旨

令和5年度の教育実習及び介護等体験の実施については、令和2年度から令和4年度までに引き続き新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、教育実習及び介護等体験の受入れが困難な状況もあり得ること等から特例を延長する。

また、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程（以下「日本語指導の特別の教育課程」という。）を編成する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程が介護等体験の対象施設に含まれているところ、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第15号）により、令和5年度より高等学校又は中等教育学校の後期課程においても日本語指導の特別の教育課程が編成可能となったことを踏まえ、当該学校についても介護等体験の対象施設に加えることとする。

## 2 改正等の要点

### (1) 教育実習の実施に関する特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、大学等が令和2年度から令和5年度までの間に教育実習の科目の授業を実施できないことにより、教職課程を置く各国公立大学、各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）に在学する学生又は科目等履修生が教育実習の科目の単位を修得できないときは、課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をもってあてることができることとする。

（改正省令第1条第1号及び第2号関係）

### (2) 介護等体験の実施に関する特例

- ① 令和2年度から令和5年度までの間に介護等体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成9年文部省令第40号。以下「介護等体験省令」という。）第3条第1項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とすること。

（改正省令第2条第2項関係）

- ② 上記①で定める介護等体験を免除する者として、令和2年度から令和5年度までの間において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者であって、次のアからキまでのいずれかに該当するものとしたこと。

ア 課程認定大学等（小学校又は中学校の免許状の教職課程を有する大学、小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。）において、令和5年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者

イ 令和5年度までに、医療関係職種等の各学校、養成所又は養成施設の指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者

ウ 令和5年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第5条第1項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を1単位以上修得した者

エ 在学する課程認定大学等において、令和5年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係

る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者

オ 令和5年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち1科目以上の履修の認定を受けた者

カ 免許法認定通信教育において、令和5年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者

キ 令和4年度までに、インターネット型等の免許状更新講習であって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定していたものの課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者

(介護等体験免除者に係る大臣決定)

### ③ その他

- ・ 上記②イに関して、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして課程認定大学等が認めた科目があるときは、当該大学等は当該科目をインターネット等により公表すること。
- ・ 上記②カの指定科目の指定に関して、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき指定すること
- ・ 上記②アからキまでに係る措置を受けたことを証する証明書に関し、必要な事項を定めたこと

など、上記②アからキまでに係る措置の実施に必要な事項を定めたこと。

(介護等体験免除者に係る大臣決定)

### (3) 介護等体験の対象施設の追加

日本語指導の特別の教育課程を編成する高等学校又は中等教育学校の後期課程を介護等体験の対象施設に加えることとすること。

(改正省令第2条第1項関係)

## 3 施行日

令和5年4月1日から施行することとしたこと。

## 4 留意事項等

### (1) 教育実習の実施に関する特例

#### ① 教育実習特例等の内容及び活用

ア 令和2年度から令和5年度までの間に教育実習の科目の履修を希望しながら、大学等が授業を実施できないことにより単位を修得することができないときは、卒業年次の学生等であるか否かに関わらず、教育実習

特例の対象とすること。

- イ 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（令和2年8月11日付け2文科教第403号総合教育政策局長通知）4（1）②において令和2年度に限り行うこととされたものを令和3年度、令和4年度及び令和5年度も引き続き行うこととして、教育実習の科目の総授業時間数の全部又は一部を大学等が行う授業により行うことができることとする。

その際、教育実習の科目であることが前提であることから、大学等が授業を行う場合は、教育実習に相当する教育効果を有することが認められるものであり、かつ、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること等に努めることが強く期待されること。

- ウ 令和2年度から令和5年度までにおいては、小学校等における教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する等の学習支援等のために配置される人材（いわゆる学習指導員）等としての活動を教育実習の科目の授業として位置付けることも可能であること。

なお、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」（令和4年12月19日中央教育審議会答申）において、教育実習に関し、短期集中型の従来の履修スタイルに加え、早期から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する取組を進めることや、学習指導員としての学校教育活動の支援や不登校児童生徒への支援等の多様な活動を「学校体験活動」として積極的に活用していくこと等の方向性が示されたことを踏まえ、令和5年度予算案に計上している学習指導員等の配置に係る「補習等のための指導員等派遣事業」においては、教職課程等に在籍する学生の積極的な活用に努めることとしているところであり、都道府県・指定都市教育委員会においては、本予算事業も有効に活用して、教師志望の学生に対して学校体験機会を提供するための環境整備に努めていただきたいこと。

- エ 教育実習は、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できる重要な機会であり、本来、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ履修すべき科目であるため、（3）を参考に可能な限り教育実習を実施することを検討した上で、それでもなお当初想定していた受入先の小学校等での受入れが困難になった場合であって、代替となる受入先の小学校等が見つからない学生等がいる場合などは、安易に教育実習特例の活用を検討するのではなく、まずは、イ、ウの大学等が行う授業や学習指導員とし

ての活動を教育実習の科目の授業として位置付けることを検討すべきであり、その場合であっても可能な限り、受入先の小学校等で行う教育実習と組み合わせて実施することについて検討することを原則とすること。

そのため、教育実習特例は真にやむを得ない場合にのみ活用することとし、また、教育実習特例を活用する場合やイ、ウによる場合においても、新型コロナウイルス感染症の状況に十分注意しつつ、学生が学校教育の実際を体験的、総合的に理解できる機会(例えば学習指導員としての活動等)の活用を積極的に促進することが期待されること。

オ なお、教育実習特例の対象となる教育実習以外の科目の単位については、大学等の教職課程において学生等が修得する令和2年度から令和5年度までの間の単位に限定されず、令和元年度以前に既に修得した単位や、令和6年度以後に修得する予定の単位をあてることも差し支えないこと。

## ② 大学等における教職課程の編成及び履修指導等

ア 教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成28年法律第87号)による改正前に現に大学等に在学等していた者と、改正後に入学等した者が併存することに留意して、各々に応じた科目の開設及び履修指導を行う必要があること。

イ 教育実習特例を活用して教育実習以外の科目の単位をもって教育実習の科目の単位にあてた場合には、当該科目の履修については、教育実習の科目の単位以外には免許状の授与に必要な最低修得単位数に算入できないことに留意して、学生等に履修指導を行うこと。

ウ ①オのとおり、教育実習特例の対象となる教育実習以外の科目の単位については、令和元年度以前に既に修得した単位や令和6年度以後に修得する予定の単位としても差し支えないことから、令和元年度以前に学生等が在学していた又は令和6年度以後に学生等が在学している大学等が学力に関する証明書(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第7条第1項)を発行する際は、令和2年度から令和5年度までの間に学生等が在学していた大学等と連携を取り、場合によっては学生等が特例対象者であることを当該大学等に証明してもらうことなど適切な対応をお願いしたいこと。

エ 教育実習特例を活用した教育実習以外の科目の単位は教育実習の科目の単位とすることとなるため、大学等が発行する学力に関する証明書において当該特例の扱いを記載する必要はないこと。

## ③ 都道府県教育委員会における免許授与事務

教育実習特例を活用した教育実習以外の科目の単位は教育実習の科目の単位とすることとなるため、都道府県教育委員会においては、免許状の授与に当たり当該特例を活用したか否かについての確認は不要であり、また免許状の備考欄等への記載も不要であること。

④ 小学校等で勤務するに当たっての研修の実施等

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会及び中核市教育委員会、学校法人、附属学校を置く国公立大学法人、学校設置会社においては、新規採用者の中に教育実習特例等を活用した者が存在することを念頭に、小学校等での教師としての勤務を円滑に行えるよう、必要に応じ例えば初任者に対する指導、育成に際し、授業観察を通じた実践的な指導等を充実するなど、初任者研修を含めた研修の在り方について十分配慮していただきたいこと。

(2) 介護等体験の実施に関する特例

① 介護等体験の内容

ア 介護等体験の内容については、介護等体験法第2条第1項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」とは、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。

また、特別支援学校、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。）において行われた教育実習又は学校体験活動や、受入施設において行われた他の資格取得に際しての介護等実習等は、上記の体験に相当する体験が行われた部分について介護等体験として、期間に算入すること。証明書を発行する際は当該体験が行われた部分の期間を記入すること。

イ 1日あたりの介護等体験の時間としては、受入施設の職員の通常の業務量、介護等体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとする。また、新型コロナウイルス感染症のまん延又は自然災害等によって、介護等体験の実施時間が確保できない場合にも配慮しつつ、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられること。

ウ 介護等体験の期間の計算については、受入施設においてそれぞれ連続して介護等体験を行う場合のほか、免許状取得までの数年間を通じ、長期休業期間中や土曜日・日曜日などに数度に渡って、異なる2以上の受入施設において1日単位で介護等体験を行うことなども想定されること。また、期間については、7日間を超えて行っても差し支えないこと。7日間のうちで必ず介護等体験を必ず行うことが望ましい施設については、従来から示している特別支援学校に加えて、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。）についても選択できること。

オ 介護等体験法第2条第3項の規定により介護等体験を要しないこととされた者についても、介護等体験を行いたい旨の希望があれば、本人の身体状況、受入施設状況等を総合的に勘案しつつ、可能な限りその意思を尊重することが望ましいこと。

## ② 令和5年度における介護等体験の実施に関する特例

### ア 介護等体験代替措置対象者について

介護等体験免除者に係る大臣決定1に定める「介護等体験代替措置対象者」の該当性の判断に当たっては、次のとおりとする。

i 令和2年度から令和5年度までの間に介護等体験を行うことを予定していたことについて

本人が令和2年度から令和5年度までの間に介護等体験を行う意思を有していたかどうかを基本とすること。介護等体験を行う意思を有していたかどうかを確認するために、介護等体験免除者に係る大臣決定4に定める証明書様式に、本人の署名等を記載することとしていること。

ii 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であることについて

令和2年度から令和5年度までの間は、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないこと。

### イ 施行日前に修得済みの科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）か

ら（７）までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。

ウ 介護等体験代替措置対象となる科目や講習に重要な事項として含むこととされている「介護等に関する専門的知識及び技術」について

介護等体験免除者に係る大臣決定１（２）及び（６）に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- i 介護等体験法第１条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ii 介護等体験は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成９年文部省令第４０号）第２条に規定される施設及び事業等を行う施設における①アに規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。
- iii 介護等体験免除者に係る大臣決定１（２）に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている課程認定大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを課程認定大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、課程認定大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。
- iv 介護等体験免除者に係る大臣決定１（２）に定める科目を修得した者には、本改正等の施行日前に当該科目を修得した者も含まれることから、各課程認定大学等においては、過年度開設分も含めて対象科目名を公表すること。

エ 介護等体験代替措置のうち印刷教材の学修の成果を確認する措置について

- i 介護等体験免除者に係る大臣決定１（４）に定める措置を行おうとする課程認定大学等は、別紙１の「利用許諾条件書」に従い、文部科学省に「同意書兼利用態様届出書」を提出したうえで、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材を利用して、当該措置を実施すること。



- ii 当該措置は、学生等に対し上記の印刷教材を配布等した上で、これにより学修するよう指導するとともに、その学修を経て、学生が有することとなった知識及びその学修成果を教職に就くに当たりどのように生かしていくのかを総合的に論述させ、大学の責任において確認する（レポートを提出させ、その成果を確認する）ことにより行うこと。
  - iii 上記レポートの確認に当たっては、1) 上記の印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2) その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、学生自身の言葉で明確に述べられているかを確認するものとする。各項目の記載分量は、それぞれ概ね 600～800 字ずつ計 1,200～1,600 字程度以上を目安とすること。

上記の確認に当たっては、例えば、別紙 2 の「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」を参考にして様式を作成し、これを用いて確認すること。なお、上記の各項目を確認できるものであれば、各課程認定大学等において独自に用いる書類等により確認することとしても差し支えないこと。
  - iv 当該措置を担当する教職員については、必ずしも特別支援教育に関する科目を担当する教員である必要はないが、当該大学等の教職課程を担当する教職員であること。
  - v 「在学」には、科目等履修生として課程認定大学等に「在籍」することも含まれること。
- オ 介護等体験の代替措置となる認定通信教育について
- i 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（5）に定める「履修の認定」とは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格することを指し、単位認定試験の合格を要しないこと。
  - ii 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（5）に定める免許法認定通信教育については、受講定員、受講時期をはじめ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において定める募集要項等に従い、実施するものであること。
- カ 指定の申請について
- i 介護等体験免除者に係る大臣決定 1（6）に定める指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、別紙 3 の「指定科目実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。
- キ 介護等体験代替措置対象者の証明書について

- i 介護等体験免除者に係る大臣決定4に定める証明書には、介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（7）までに定める科目等の単位を修得する等の見込みであることを証明するものを含むこと。具体的には、例えば、卒業年次の後期において、介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで又は（6）に定める科目を履修している者であって、その者の学修状況等を勘案して当該科目の単位を修得することが見込まれると課程認定大学等が判断する者について、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与に関する大学一括申請手続において必要な場合に、当該大学等が当該単位を修得見込みである旨を明らかにすることを想定していること。
  - ii 上記の単位修得等見込みの者が当該単位を修得する等に至らないことが明らかになった場合には、当該者に対して科目等の単位を修得する等の見込みであることの証明書を発行した者は速やかにその旨を学生本人及び上記の授与手続に係る授与権者である都道府県教育委員会に通知すること。
  - iii 本改正等の施行日前に介護等体験免除者に係る大臣決定1（1）から（3）まで及び（5）から（7）までに定める科目等を修得等した者から請求があったときも、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。
- ク 介護等体験の代替措置となる免許状更新講習について
- i 「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和4年法律第40号）の施行により、教員免許更新制が発展的に解消されたことに伴い、介護等体験免除者に係る大臣決定1（7）に定める免許状更新講習については令和4年7月1日以降は実施されていないところ、令和4年6月30日以前に令和5年2月28日の改正前の介護等体験免除者に係る大臣決定により指定していた免許状更新講習（以下、「特定講習」という。）を受講し、令和4年度までに18時間以上の履修の認定を受けた者は、引き続き、本特例の適用対象となること。
  - ii 「「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」の成立を踏まえた免許状更新講習の扱いについて」（令和4年6月3日付け4教教人第4号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）2（5）のとおり、令和4年6月30日までに実施した更新講習における、更新講習としての修了証明書又は一部履修証明書の発行については、同年7月1日付けで証明書の根拠規定が削除されたものの、同日以降の日付けで発行することは可能であること。また、令和5年度以降も、令和4年度までの特定講習の履修に基づき特例を申請することが可能である

ことを踏まえ、特定講習を開設していた大学等においては、当面の間、受講者の請求に応じて証明書を発行できるよう適切な文書管理等に努められたいこと。

③ 令和2年度から令和5年度までの間に限り行うことができる遠隔による介護等体験の取扱いについて

ア 遠隔による介護等体験の要件

- i 受入施設と学生等がテレビ会議システム等を利用して映像及び音声を伴う同時双方向型で行われること。
- ii 受入施設で介護等体験を行ったと評価できる実態があること（施設長からの証明書を発行できる体験実態があること）

イ 遠隔による介護等体験を行うに当たっての留意事項

遠隔による介護等体験を行う場合は、以下の事項に配慮して行うことが望ましいこと。

- i 介護等体験の実施に当たっては、例えばテレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠隔による体験も考えられることから、課程認定大学等においては、このような点も踏まえ、受入施設とも協議の上、実施内容を検討すること。
- ii 課程認定大学等において、対象となる学生等をまとめてテレビ会議システム等に参加させる環境を整えること。

④ 教職課程のカリキュラム編成上の介護等体験の位置付けについて

課程認定大学等は、介護等体験を事前事後学習と併せて授業の一環として位置付けることで、例えば「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目とすることができること。

また、特別支援学校又は小学校・中学校の特別支援学級で行う教育実習は、介護等体験と兼ねて実施したりするなど、教職課程のカリキュラムとの関連を図り、効果的・効率的な実施に努めること。

(3) 新型コロナウイルス感染症下での教育実習及び介護等体験の実施に当たっての留意事項

① 学生への事前指導

ア 大学等は、実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただくこと。体験中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層

の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。

イ 大学等は、参加予定の学生の家族等に感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、その時点における濃厚接触者の行動制限等に基づいて、教育実習及び介護等体験への参加を見送るなど適切に指導していただくこと。

ウ 大学等は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について」（令和2年3月19日事務連絡）などの受入施設等における感染症対策の取組について十分に理解させた上で教育実習及び介護等体験に参加させていただくこと。

エ 大学等は、受入施設等における感染症対策に関する指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、受入施設等と相談の上、児童生徒、障害者、高齢者等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底していただくこと。

## ② 実施前の事前調整

ア 教育実習を受け入れる小学校等や介護等体験の受入施設（以下「受入施設等」という。）の今年度の受入人数が制限される場合には、卒業年次の学生など教育実習及び介護等体験を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただきたいこと。

イ 受入施設等においては、通常期と同様の教育実習や介護等体験の実施が困難な場合もあると考えられることから、実施内容や方法等について受入施設と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと。

なお、教育実習において実施期間を変更する場合でも、単位数や履修方法（必修又は選択の別）に変更がない限りは、これに伴う教職課程認定上の手続は必要ないこと

また、新型コロナウイルス感染症については、下記の文部科学省のホームページなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新情報も十分に踏まえて対応いただきたいこと。

文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

ウ 教育実習の期間や内容、方法等の検討に当たっては、大学等における事前・事後指導等で履修すべき内容と小学校等での教育実習で履修すべき内容や活動の在り方を見直すことも考えられること。

エ 大学等は、受入先の小学校等の確保も含め、教育実習の全般にわたり、小学校等や教育委員会と連携しながら、責任をもってその円滑な実施に努めなければならないとされており（教育職員免許法施行規則（昭和29年

文部省令第 26 号) 第 22 条の 5)、教育実習の実施方法や内容等の変更について、主体的に受入先の小学校等や教育委員会に連絡・相談していただきたいこと。また、学生が教育実習の科目の履修に不安を抱えていることも考えられることから、学生に対し丁寧に説明していただきたいこと。

③ 教育実習又は介護等体験中の留意事項

学生の感染が判明した場合や地域の感染拡大の状況等により、急遽、教育実習又は介護等体験を中止せざるを得ない場合などにおいては、大学等、学生、受入施設等、教育委員会や社会福祉協議会が速やかに連絡を取り合うことができるよう、大学等は確実に連絡体制を構築していただくこと。

④ 教育実習又は介護等体験後の留意事項

ア 教育実習又は介護等体験の終了後に学生の感染が判明した場合、大学等は、関係する教育委員会や社会福祉協議会、受入施設等に速やかに連絡するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び濃厚接触者の特定に係る取扱いの変更等について(周知)」(令和 4 年 3 月 17 日付事務連絡)踏まえ、適切な対応を行っていただきたいこと。なお、

イ 教育実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、大学等は事後指導等において、補充的な内容の授業等を行っていただきたいこと。

添付資料：

別添 1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 5 年文部科学省令第 6 号）

別添 2 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。令和 5 年 2 月 28 日最終改正。）

別紙 1 「利用許諾条件書」

別紙 2 「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」

別紙 3 「指定科目実施要領」

参考資料 1 「令和 2 年度から令和 5 年度までの間に実施が困難となった教育実習の代替措置」

参考資料 2 「小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験の代替措置等について」（概要）

参考資料 3 「介護等体験を行うことができる施設（令和 5 年度以降）」

参考資料 4 「補修等のための指導員等派遣事業（令和 5 年度予算案）」

本件担当：

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室免許係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○文部科学省令第六号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条の二第二項及び別表第一備考第一号並びに小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項及び第三項の規定に基づき、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十八日

文部科学大臣 永岡 桂子

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則及び教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する

省令の一部改正）

第一条 次に掲げる省令の規定中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

一 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）附則第三十九項

二 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科

学省令第四十一号）附則第八項

（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則

の一部改正）

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行

規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>(介護等の体験を行う施設)</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらのうち、同法第八十一条第二項若しくは第三項に規定する特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条若しくは第五十六条の二（これらの規定を同令第七十九条、第七十九条の六又は第八十六条第一項において準用する場合を含む。）、第八十六条若しくは第八十六条の二（これらの規定を同令第八十条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。））若しくは第二十三条〔略〕</p> <p>附則</p> <p>2 令和二年度から令和五年度までの間に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。</p>	<p>(介護等の体験を行う施設)</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらのうち、同法第八十一条第二項若しくは第三項に規定する特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条、第五十六条の二（これらの規定を第七十九条、第七十九条の六又は第八十条第一項において準用する場合を含む。）、第八十六条（第八十条第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第八十六条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。））若しくは第二十三条〔同上〕</p> <p>附則</p> <p>2 令和二年度から令和四年度までの間に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者

令和二年八月十一日

(令和三年四月十三日一部改正)

(令和四年三月二十五日一部改正)

(令和五年五月二十八日最終改正)

文部科学大臣決定

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する文部科学大臣が定める者を次のように定め、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年文部科学省令第二十九号）の施行の日から施行する。

1. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者について

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者は、令和二年度から令和五年度までの間において介護等の体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等の体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）であつて、次の（1）から（7）までのいずれかに該当するものとする。

（1）課程認定大学等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一備考第五号イに規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する小学校又は中学校の教員養成機関、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）による改正前の免許法（以下「旧法」という。）による小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学又は旧法別表第一備考第三号の規定によ

り文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。)において、令和五年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を一単位以上修得した者

(2) 令和五年度までに、別表の第一欄に掲げる指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、同表の第二欄に掲げる規定により定められている教育内容に関するものであって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該課程認定大学等が認めるものの単位を一単位以上修得した者

(3) 令和五年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第三号）第五条第一項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を一単位以上修得した者

(4) 在学する課程認定大学等において、令和五年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者

(5) 令和五年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち一以上の科目の履修の認定を受けた者

(6) 免許法認定通信教育において、令和五年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が3の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の単位を一単位以上修得した者

(7) 令和四年度までに、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）第二条の規定による改正前の免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）であって、文部科学大臣が、令和五年二月二十八日の改正前の本決定により、指定していたもの（以下「特定講習」という。）の課程のうち十八時間以上の履修の認定を受けた者

## 2. 1 (2) について

課程認定大学等は、1 (2) の規定により、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして認めた科目があるときは、当該科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

## 3. 1 (6) について

(1) 指定科目は、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。

(2) 文部科学大臣は、指定科目を指定したときは、当該指定科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(3) 指定科目の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

#### 4. 証明書について

(1) 1 (1) から (7) までに掲げる者は、免許法第五条の二第一項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、それぞれ 1 (1) から (7) までに掲げる者に該当する旨を証する証明書を提出するものとする。

(2) 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者（介護等体験代替措置対象者に限る。）から請求があったときは、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。

イ 1 (1) から (3) までに定める科目を開設する課程認定大学等 1 (1) から (3) までに掲げる者

ロ 1 (4) に掲げる者の在学する課程認定大学等 1 (4) に掲げる者

ハ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 1 (5) に掲げる者

ニ 1 (6) により指定された科目を開設する免許法認定通信教育の開設者 1 (6) に掲げる者

(3) 特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書を発行するものとする。

(4) 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

## 別表

第一欄	第二欄
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号の学校又は同条第二号の保健師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）別表一
保健師助産師看護師法第二十条第一号の学校又は同条第二号の助産師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表二
保健師助産師看護師法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校又は同条第三号の看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三又は別表三の二
保健師助産師看護師法第二十二条第一号の学校又は同条第二号の准看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表四
理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号又は第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）別表第一又は別表第一の二
理学療法士及び作業療法士法第十二条第一号又は第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第二又は別表第二の二
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号の社会福祉士短期養成施設等又は第三号の社会福祉士一般養成施設等の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第一若しくは別表第三又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第一若しくは別表第三
社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで又は第五号の学校又は養成施設の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四若しくは別表第四の二又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは別表第五
義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の学校又は義肢装具士養成所の指定	義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）別表第一、別表第二又は別表第三

## 介護等体験代替措置完了証明書（記入例）

（ふりがな）

氏 名

（旧 姓）

（通 称 名）

生年月日

上記の者は、下記のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和5年2月28日最終改正。以下「大臣決定」という。）に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に定める文部科学大臣が定める者となるために必要な措置（を受けたこと）（の一部を受けたこと）（を受ける見込みであること）を証明する。

令和 年 月 日

〇〇大学学長 〇〇〇〇

記

## 1. 代替措置の種類

大臣決定1（\_\_\_\_\_）の規定による措置

## 2. 代替措置の具体的な内容

（大臣決定1（1）から（3）までの規定による措置の場合）

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】〇〇〇〇	単位	令和 年 月 日

（大臣決定1（4）の規定による措置の場合）

学修した印刷教材に対応する科目名	措置完了年月日
視覚障害児の教育課程及び指導法 又は 聴覚障害児の教育課程及び指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (5) の規定による措置の場合)

科目名	履修認定年月日
視覚障害児の教育課程及び指導法 又は 聴覚障害児の教育課程及び指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (6) の規定による措置の場合)

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】○○○○	単位	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合)

特定講習たる免許状更新講習の名称及び認定番号	時間数	履修認定年月日	対象免許種 (対象職種)
【例】【選択】○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (令○○-○○○○○-○○○○○号)	6時間	令和 年 月 日	教・養・栄

備考

- 一 2. (大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合) の「対象免許種 (対象職種)」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 2. の表は、不要な部分は省略して差し支えない。また、表中の表記を一部変更しても差し支えない (例: 「単位修得年月日」を「単位修得年度学期」とする)。

【本人記載欄】

私は、令和2年度から令和5年度までの間において介護等の体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等の体験を行うことが困難な状況でした。

氏 名  
(旧 姓)  
(通称名)



## 利用許諾条件書

文部科学省（以下「甲」という。）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「乙」という。）を代理して、同意書（第1条に定めるものをいう。）を提出した「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和5年2月28日最終改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）1.（1）に規定する課程認定大学等（以下「丙」という。）に対して、第2条第1項第1号に定める著作物を、以下の条項に基づき利用することを許諾し、丙もその著作物の利用に際し、当該条項に同意するものとする。

## 第1条（契約の成立）

本書に基づく甲と丙との間の契約（以下「本契約」という。）は、丙が、甲に対し、甲の指定した様式により、本書の内容に同意する旨の同意書（以下「同意書」という。）を提出したときに成立するものとする。

## 第2条（利用許諾）

1 甲は、丙に対し、第1号に定める著作物（以下「本著作物」という。）につき、第2号及び第3号に定める範囲で、その利用を許諾する。

## (1) 利用著作物名：

乙が実施する以下の科目名で開設される免許法認定通信教育において使用される印刷教材

- ・視覚障害児の教育課程及び指導法（令和5年度前期・全15回）
- ・聴覚障害児の教育課程及び指導法（令和5年度前期・全15回）

## (2) 利用目的

介護等体験免除者に係る大臣決定1.（4）に定める措置（以下「本件措置」という。）を実施するために利用する。

## (3) 利用方法

前号に定める目的に必要で、かつ、次項に基づき甲の承諾を得た届出の範囲内における以下の利用

- ①丙が実施する本件措置の受講学生、その他本件措置を実施するために必要と認められる範囲の者（以下、総称して「受講学生等」という。）へ配布するための複製における利用
- ②受講学生等へのインターネット送信における利用
- ③その他本件措置を実施するために必要と認められる利用形態による利用

## 2 利用態様の届出及び甲の承諾

丙は、前項に定める利用を行うに当たっては、事前にその具体的な利用態様について、第1条に定める同意書と併せて、甲の指定した様式により甲に届出を行い、甲の承諾を得るものとする。なお、甲が丙に対し、本項に基づく届出の日から7日以内に当該届出に係る利用態様の承諾の可否について何ら通知を行わない場合は、甲は当該利用態様につき承諾したものとみなす。

## 第3条（著作者人格権）

- 1 丙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。
- 2 丙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。
  - ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

## 第4条（納入）

- 1 甲は丙に対し、本著作物をダウンロードすることができるウェブサイトの URL（以下「本件 URL」という。）を送信する。
- 2 丙は、別途甲から送信されるパスワード（以下「本件パスワード」という。）を入力することにより、上記ウェブサイトから本著作物をダウンロードする。
- 3 丙は、甲が承諾した場合を除き、本件 URL 及び本件パスワードを第三者に開示してはならない。

## 第5条（対価）

第2条に基づく利用許諾に係る対価は無償とする。

## 第6条（期間）

本契約の有効期間は、丙が甲に対し第1条に定める同意書を提出した日から令和6年3月31日までとする。

## 第7条（解除）

甲は、丙が本契約に違反した場合、当該違反の是正を催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお当該違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。

## 第8条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、丙は、丙が保有する本著作物に係る印刷物、電子データ、その他の複製物を全て廃棄するものとする。

第9条（権利義務譲渡等禁止）

甲及び丙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又は担保に供してはならない。

第10条（事務）

本契約に基づく甲の事務は、甲の総合教育政策局教育人材政策課において行う。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（その他）

本契約に定めのない事項、その他本契約に関して疑義等が生じた場合については、甲丙間で別途協議の上、解決するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省総合教育政策局長 藤江 陽子

丙 同意書記載の通り

# 同意書兼利用態様届出書

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 御中

〇〇大学

当大学は、別紙の利用許諾条件書第2条第1項第1号の著作物を利用するにあたり、同書の内容に同意するものとし、また、同条第2項に基づき下記のとおり、その利用態様を届け出ます。

## 記

措置の名称	(例) 〇〇大学介護等体験代替措置
措置の実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
担当教職員	
定員 (受講学生の見込み数)	
利用する著作物	<input type="checkbox"/> 視覚障害児の教育課程及び指導法 (令和5年度前期・全15回) <input type="checkbox"/> 聴覚障害児の教育課程及び指導法 (令和5年度前期・全15回)
利用態様	<input type="checkbox"/> 受講学生等へ配布するための複製における利用 <input type="checkbox"/> 受講学生等へのインターネット送信における利用 <input type="checkbox"/> その他 具体的な内容:
連絡先	担当部署名: 担当者名: 電話番号: メールアドレス:

以上

(注) [kaigo@mext.go.jp](mailto:kaigo@mext.go.jp) 宛てに御提出ください。

## 視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）

氏名	フリガナ
学部・学科・学年	学部          学科          コース          年          組

**1. 学修の成果**

※「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程と指導法」の学修を経て自らが学んだことや考えたことを 600～800 字程度で記述してください。

**2. 将来の展望**

※上記の学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくかを 600～800 字程度で記述してください。

## 指定科目実施要領

令和 2 年 8 月  
(令和 3 年 4 月一部改正)  
(令和 4 年 3 月一部改正)  
(令和 5 年 2 月最終改正)  
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

### はじめに

本実施要領は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成 9 年文部省令第 40 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた同令第 3 条第 1 項並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。令和 5 年 2 月 28 日最終改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）3（3）の規定に基づき、令和 2 年度から令和 5 年度までの間において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成 9 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）が受講する教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第 3 備考第 6 号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目であって介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が介護等体験免除者に係る大臣決定 3 の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の実施のため、必要な事項を定めたものである。

### 1. 指定の基準

指定科目の指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和 5 年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

### 2. 対象となる科目の内容

指定科目の内容は、令和5年度施行通知<sup>1</sup>では以下のとおり示されている。

## ②令和5年度における介護等体験の実施に関する特例

ウ 介護等体験代替措置対象となる科目や講習に重要な事項として含むこととされている「介護等に関する専門的知識及び技術」について

介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）及び（6）に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

- i 介護等体験法第1条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。
- ii 介護等体験は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第2条に規定される施設及び事業等を行う施設における①アに規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。
- iii 介護等体験免除者に係る大臣決定1（2）に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている課程認定大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを課程認定大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程（一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。）における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、課程認定大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。

上記基本的考え方に、上記に明示されているもののほか、具体的には、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとしては、特別支援教育、生徒指導、教育相談等に関する内容が想定される。

## 3. 指定の手続

### （1）指定の申請

指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、指定科目指定申請書（様式1）に必要事項を記入の上、以下のとおり、文部科学省宛てに申請するものとする。

<sup>1</sup> 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和5年2月28日付け4文科教第1638号 文部科学省総合教育政策局長通知）

申請期限：（1次指定）令和5年4月20日（必着）

（2次指定）令和5年4月27日（必着）

※これ以降、申請のあったものは、随時審査の上、指定する

提出方法：電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課  
教員免許企画室更新係宛てに提出

提出先：[menkyo@mext.go.jp](mailto:menkyo@mext.go.jp)

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】指定科目指定申請書提出（介護等体験代替措置）

## （2）文部科学大臣による指定・通知・公表

文部科学大臣は、指定の申請のあった免許法認定通信教育の科目について、基準に適合すると認められるものを指定し、その旨を申請した免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合しなかったものについては、その旨を当該開設者に通知する。

## （3）変更の届出

指定科目の開設者は、指定科目としての指定を受けた免許法認定通信教育の内容について変更（教育課程及び指導計画の変更に限る。）を行う場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和4年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P. 44～）に基づき、変更届出書（様式第11号）を上記免許法認定通信教育認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に電子メールにて提出した後、以下のとおり、指定科目変更届出書（様式2）及び教職員支援機構に提出した変更届出書（様式第11号）一式（変更内容の概要が分かるものを含む。）を文部科学省担当部局に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期：開設者による変更決定後速やかに

提出方法：電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課  
教員免許企画室更新係宛てに提出

提出先：[menkyo@mext.go.jp](mailto:menkyo@mext.go.jp)

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】指定科目変更届出書提出（介護等体験代替措置）

文部科学大臣は、指定科目変更届出書の提出のあった科目について、変更後も指定の基準に適合すると認められるものを引き続き指定し、その旨を変更の届出をした免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、変更後の科目の内容について文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合しなかったものについては、指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、



文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

#### (4) 廃止の届出

指定科目の開設者は、指定科目の指定を受けた免許法認定通信教育を廃止する場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和4年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P. 44～）に基づき、当該認定通信教育科目を廃止する旨を記載した変更届出書（様式第11号）を上記認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に電子メールにて提出するとともに、以下のとおり、当該変更届出書（様式第11号）の写しを、文部科学省担当部局に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期： 開設者による廃止決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課  
教員免許企画室更新係宛てに提出

提出先： [menkyo@mext.go.jp](mailto:menkyo@mext.go.jp)

※電子メールの件名に、下記のように記載すること。

【開設者名】指定科目の廃止（介護等体験代替措置）

文部科学大臣は、上記届出のあった指定科目の指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

## 4. 指定科目の開設者の役割

### (1) 介護等体験代替措置対象者の受講の受入れ

指定科目の開設者は、当該指定科目を含む免許法認定通信教育の実施に支障がない限り、介護等体験代替措置対象者の受講を認めることができる。受講申込に当たっては、様式3の受講申込書（作成例）も参照の上、受講者の確認を行うこと。

なお、指定科目につき、令和4年度以前にも同科目の免許法認定通信教育の認定を受けていた場合は、介護等体験免除者に係る大臣決定等の施行日前に当該科目を修得した者から請求があったときも、その旨を証する証明書を発行するものとする。

### (2) 証明書の発行

指定科目の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって指定科目の単位を修得した者から請求があったときは、その旨を証する証明書（介護等体験免除者に係る大臣決定で定める別記様式）を発行するものとする（介護等体験免除者に係る大臣決定4（2）及び（4））。

## **5. 指定科目に関する留意事項**

指定科目に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定及び本実施要領において、別段の定めがある場合を除き、通常の免許法認定通信教育と基本的に同様の条件等により実施すること。

様式 1

指定科目指定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 〇〇〇〇〇〇長  
〇 〇 〇 〇

このたび「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者（令和 2 年 8 月 11 日 文部科学大臣決定。令和 5 年 2 月 28 日 最終改正。）」に基づき、下記の免許法認定通信教育の科目について、指定科目の指定の基準に該当すると考えるため、指定を申請します。

記

〇〇〇〇学（R 5 認定通信）  
〇〇論（R 5 認定通信）

<指定科目の指定の基準>

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和 5 年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

以上

---

備考 指定を受けようとする免許法認定通信教育の科目の名称は、開設科目名（〇〇〇〇学（R 5 認定通信）など）を正確に記入すること。

様式 2

指定科目変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 〇〇〇〇〇〇長  
〇 〇 〇 〇

このたび、別添の「令和5年度〇〇〇〇大学免許法認定通信教育に係る変更について（届出）」のとおり、下記の指定科目に指定された免許法認定通信教育の内容を変更したので、届け出ます。

記

開設科目名	〇〇〇〇学（R5認定通信）
<p>なお、本機関は、下記の「指定科目の指定の基準」に照らし、上記科目の内容について、</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 変更後も、指定科目の指定の基準に引き続き該当する</li><li><input type="checkbox"/> 変更後は、指定科目の指定の基準に該当しなくなったと判断し届け出ていることを申し添えます。</li></ul>	

<指定科目の指定の基準>

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和5年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

以上

---

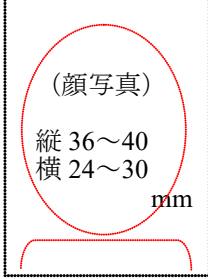
備考1 変更後の科目に対する指定の基準の該当の有無について、いずれかのチェックボックスにチェックを入れること。

備考2 複数の科目について変更がある場合は、表を追加して記入すること。

備考3 免許法認定通信教育の変更届（様式第11号）一式の写しを添付すること。

様式 3

〇〇大学 指定科目受講申込書（作成例）

ふりがな		申込印	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
氏名 (旧姓) (通称名)					
連絡先	(〒 - ) 都道府県 市区町村			(TEL) - - (携帯) - -	

○ 受講を希望する指定科目について記入してください。

科目の名称	講習期間	単位数
〇〇〇〇学 (R5認定通信)	令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日	〇単位

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

私は、令和2年度から令和5年度までの間において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等体験を行うことが困難な状況となったため、その代替として上記の指定科目の受講を希望します。

年 月 日

氏 名

備考 この様式は一例であり、別の様式・方法等により受講に必要な事項を求めることとして差し支えない。

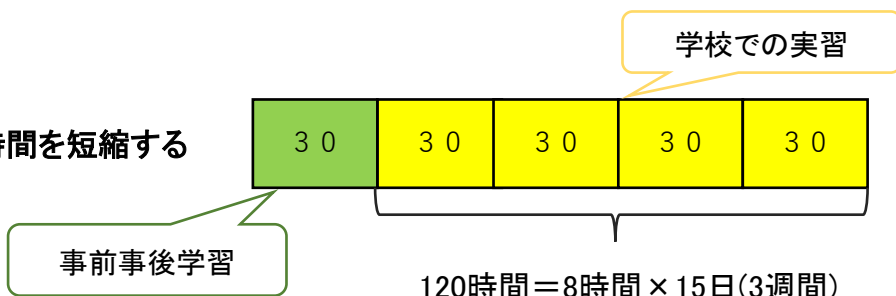
# 令和2年度から令和5年度までの間に教育実習の実施が困難な場合の対応 ～小学校の教育実習（5単位）の例～

(1単位の授業時間を30時間で実施した場合)

## 1. 特例措置によらず授業時間の短縮や大学での実習により対応する方法

(令和2年度から令和5年度までの期間に限り運用で対応)

### ① 代替措置を使用せず授業時間を短縮する



### ② 令和2年度から令和5年度までの間に限り、教育実習の科目の単位の全部又は一部を大学での実習で代替可能とする

全部又は一部を大学での実習で可  
学習指導員の活用も可能

- ・教育実習に相当する教育効果を有すること
- ・学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること



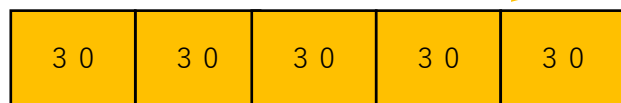
## 2. 特例措置により教育実習以外の科目で代替する方法

(令和2年度から令和5年度までの期間に限り省令上の特例により措置)

※ 上記の教育実習の授業時間を短縮する場合や大学での実習の代替を検討しても実施が困難な場合等真にやむを得ない場合のみ、以下の省令上の特例の活用を検討すること。

### ③ 教育実習の科目の単位の全部又は一部を教育実習以外の科目\*で代替可能とする

全部又は一部を教育実習以外の  
科目で代替可



※各教科の指導法や特別支援、教育課程の編成方法、生徒指導等の座学の科目

大学での実習

教育実習以外の科目

### ④ ①～③を組み合わせることも可能



小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験の代替措置等について

1. 課題

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小中学校の教員免許状授与の要件として、7日間の介護等体験（特別支援学校、老人福祉施設、障害者支援施設等）が必須とされている。

令和4年度に引き続き、令和5年度についても、新型コロナウイルス感染症のため介護等体験の実施が困難な事態が想定される。

2. 対応策

(1) 代替措置の設定

令和2年度から令和5年度までの間に介護等体験を予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験を行うことが困難な者であって、以下いずれかの代替措置を受けた者の介護等体験を免除する（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の改正及び文部科学大臣決定）。※学年問わず対象にする

(1) 大学等において、令和5年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者
(2) 令和5年度までに、医療関係職種等（※2）の養成施設に指定されている大学等において開設される科目のうち介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者
(3) 令和5年度までに、文部科学大臣・厚生労働大臣の確認を受けた大学等における社会福祉に関する実習演習科目の単位を1単位以上修得した者
(4) 在学する大学等において、令和5年度までに（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置（※4）を受けた者
(5) 令和5年度までに、（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）のうち1科目以上の履修の認定を受けた者
(6) 免許法認定通信教育において、令和5年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者
(7) 令和4年度までに、インターネット型等の免許状更新講習で介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した講習の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者（※5）

※1：「大学等」とは、小学校又は中学校の教職課程を置く大学・教員養成機関を指す

※2：介護等体験を免除されている看護師、社会福祉士、理学療法士等の9つの職種等

※3：視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法に関する科目

※4：学修成果を教職にどう生かすか等をレポートで1,200-1,600字程度記述し確認を受ける

※5：免許更新制の解消に伴い、令和4年6月30日までに受講した者のみ対象

(2) その他の対応

遠隔による体験も可能とする（通知・運用継続）

テレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が入施設に出向かない遠隔による体験も可能とする。

3. 施行日

令和5年4月1日

# 介護等体験を行うことができる施設

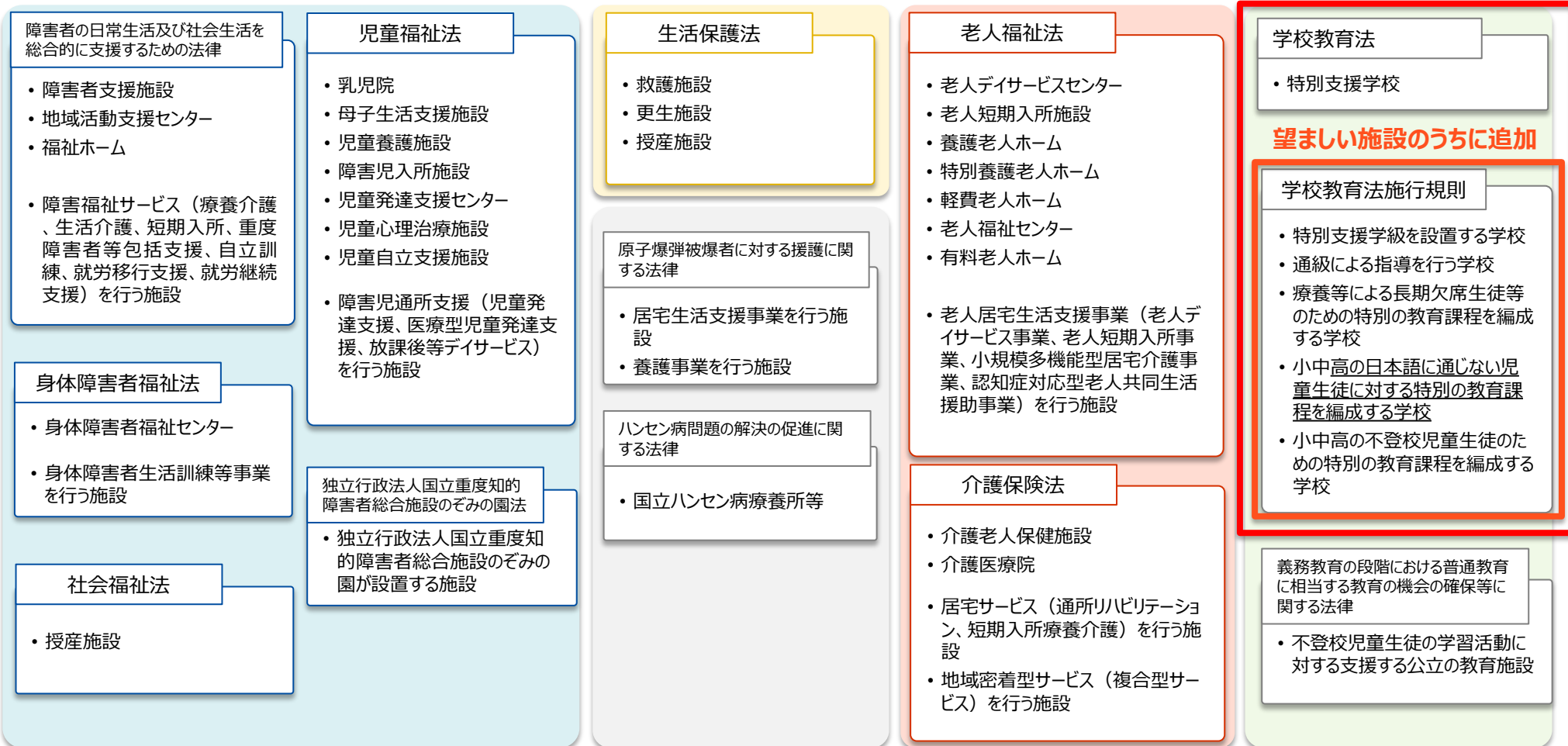
## 参考資料3

・特例法第2条第1項における「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める施設」は、特例省令に基づき以下の施設とする。

・7日間のうちで必ず介護等体験を必ず行うことが望ましい施設については、従来から示している特別支援学校に加えて、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（※）についても選択できる。

※いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。

### 介護等体験を必ず行うことが望ましい施設



※下線は今回の改正により追加する施設



# 補習等のための指導員等派遣事業

令和5年度予算額（案）  
（前年度予算額）

91億円  
84億円



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

## 教員業務支援員の配置

### 事業内容

教師の負担軽減を図り、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるように、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応、消毒作業等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

予算額（案） : 55億円（45億円）  
人数 : 12,950人（10,650人）

### 想定人材



地域の人材  
（卒業生の保護者など）

### 実施主体



都道府県・指定都市

### 負担割合



国1/3  
都道府県・指定都市2/3

活用  
イメージ  
（例）



学習プリントや家庭への  
配布文書等の各種資料の  
印刷、配布準備



採点業務の補助や  
来客・電話対応



学校行事や式典等の  
準備補助



データの入力・集計や  
各種資料の整理



子供の健康観察の  
とりまとめや消毒作業

## 学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）

### 事業内容

児童生徒一人一人にあっ  
たきめ細かな対応を実現す  
るため、教師や学校教育  
活動を支援する人材の配  
置を支援。また、教職に関  
心のある学生の積極的な  
活用を推進することで、  
教職への意欲を高める。

### 児童生徒の学習サポート

- ・TT 指導(team-teaching)や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習への対応
- ・家庭の経済状況等に関わらず、基礎学力の定着を放課後等にサポート
- ・外国人児童生徒等の学力向上への取組

### 進路指導・キャリア教育

- ・キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- ・専門家による出前授業の実施

### 学校生活適応への支援

- ・不登校児童生徒への支援
- ・いじめへの対応

### 教師の指導力向上等

- ・校長経験者による若手教員への授業指導
- ・子供の体験活動の実施への支援

予算額（案） : 36億円（39億円）  
人数 : 11,000人（11,000人）

### 想定人材



退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者、地域の方々など幅広い人材

### 実施主体



都道府県・指定都市

### 負担割合



国1/3  
都道府県・指定都市2/3

※令和4年度「学習指導員等の配置」（学力向上を目的とした学校教育活動支援）において実施していた教員業務支援に係る補助については、「教員業務支援員の配置」で実施